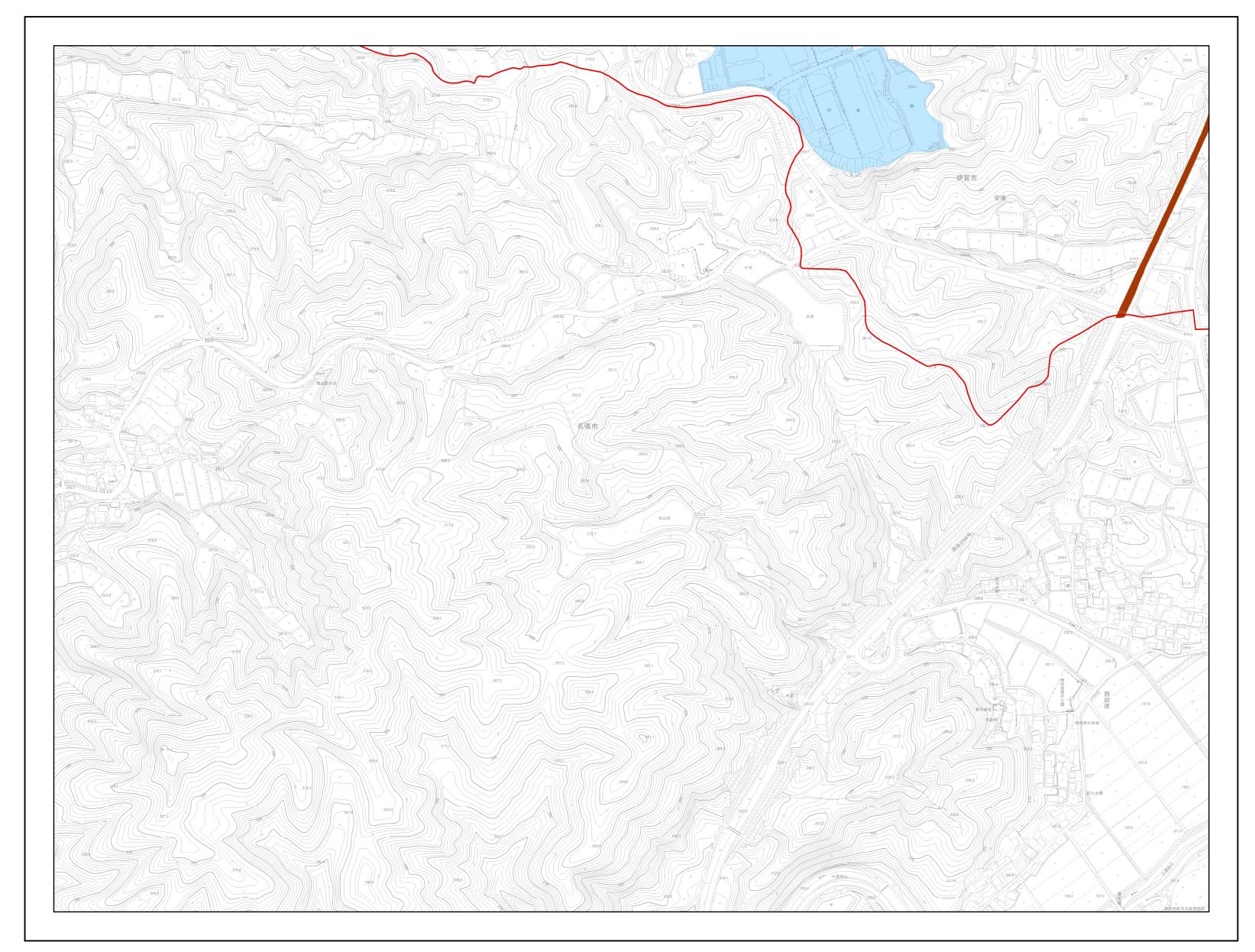
伊賀市土地利用基本計画図



1:5,000

500

0 50 100



06OE814	06OE823	06OE824
	06OE921	06OE922

土地利用基本計画の基本区域

- エル利用を不計画のを不区域		
	凡 例	
	① 広域的拠点区域	
	② 副次的拠点区域	
	③ 地域拠点等の拠点区域	
	④ 工業用地区域 (隣接地への連担可能地区)	
	⑤ 服部・西明寺沿道区域	
*	⑥ 既存集落及びその周辺区域	
	⑦ 郊外住宅団地区域	
<u></u>	⑧ 幹線道路沿道区域(幹線道路地区) 名阪国道インターより1kmの範囲と国道368号	
	⑧ 幹線道路沿道区域(沿道サービス道路地区)	
	⑨ 広域的医療福祉区域	
	⑩ 保全区域 (①~⑨以外の全ての区域)	
	都市計画区域	
	行政区域	

^{※・}⑥「既存集落及びその周辺」は表示していない。 ・郊外住宅団地は、指定既存団地、宅開条例団地・開発団地の主な 団地を表示。 ・その他条例施行以前に許可を受けた土地については、従前の許可 による。

この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の 「2017 三重県共有デジタル地図 (数値地形図2500(道路縁1000)」を使用し、 調製したものである。(承認番号:三総合地第9号) 本成果を複製あるいは使用して地図を調製する場合は、同組合の承認を必要とする。

06OE921